

仕 様 書

1 業務名

沖縄県立博物館・美術館 空調機用リモートユニット修繕業務

2 目的

沖縄県立博物館・美術館の空調自動制御設備のうち、空調機用リモートユニット（系統番号 HAC-13-2）に不具合が生じているため、故障した機器の取替、既設設定の復元、通信設定及び動作確認を行い、空調制御設備を正常な状態に復旧する。

3 履行期限

契約締結日から令和 9 年 3 月 19 日（金）まで

※設備停止、大きな作業音その他館運営への影響が見込まれる工程は、発注者と事前に調整し、原則として休館日に行うこと。

4 履行場所

沖縄県立博物館・美術館（那覇市おもろまち 3 丁目 1 番 1 号）

5 既設設備の概要

- (1) 当館の空調自動制御設備は、アズビル株式会社製の自動制御機器により構成され、館内に設置する中央監視装置と通信線で接続されている。
- (2) 本修繕の対象は、このうち 1 階総合部門系統に設置する空調機用リモートユニット（1 モジュール・2 ライン・4 コントローラ構成）である。
- (3) 当該リモートユニットは、中央監視装置及び関連する空調機器と一体的に機能しており、機器の取替に当たっては、既設の通信条件、監視点及び制御内容を維持する必要がある。

6 対象機器

取替機器は次のとおりとする。

- (1) ベースモジュール Infilex GC 形番：WY5111W0000 数量：1 個
- (2) 入出力モジュール 形番：RY5016R0000 数量：1 個
- (3) 入出力モジュール 形番：RY5004P0000 数量：2 個
- (4) 入出力モジュール 形番：RY5004A0000 数量：2 個
- (5) 入出力モジュール 形番：RY5003F0000 数量：1 個
- (6) 入出力モジュール 形番：RY5001F0000 数量：1 個
- (7) 入出力モジュール 形番：RY5004M0000 数量：1 個
- (8) 前各号の機器は、既設の中央監視装置及び他の自動制御機器との通信及び制御の互換性を確保する必要があることから形番を指定するものとし、他の製品による代替は認めない。
- (9) 取替に伴い必要となる端子台、配線材その他の附属材料は、受注者の負担とする。

7 修繕内容

- (1) 作業前に現地調査を行い、対象機器、配線、通信構成、既設設定及び作業範囲を確認すること。
- (2) 既設機器の設定データ及び制御内容を読み出して保存した後、対象機器を取り外し、前項の機器を取り付けること。なお、既設の設定データ及び系統図のうち発注者が保有するものは、契約後に貸与する。

- (3) 電源線、通信線及び入出力信号線を既設状態に従って確実に接続し、端子の緩み、誤結線及び絶縁不良がないことを確認すること。
- (4) 保存した設定データを取替後の機器へ復元し、既設の制御内容、通信条件及び監視点が維持されるよう機器調整を行うこと。発注者の承認なく制御内容を変更してはならない。
- (5) 取替後は中央監視装置との通信、各入出力信号、運転・停止、警報表示及び関連する空調機器の動作を確認し、正常に機能する状態にすること。
- (6) 作業により空調設備の運転に支障が生じた場合は、受注者の責任において速やかに復旧すること。
- (7) 撤去機器の取扱いは発注者と協議し、処分する場合は関係法令に従い適正に処理すること。

8 現場説明会及び現場確認

- (1) 現場説明会は実施しない。
- (2) 現場確認を希望する者は、令和8年10月19日（月）午後3時の質問締切までに実施できるよう、あらかじめ沖縄県立博物館・美術館総務班へ希望日時を申し出て日程を個別調整すること。なお、現場確認を入札参加の必須条件とはしない。

9 配置技術者

- (1) 受注者は、対象機器の製造者が提供する設定用ツールを使用して、当該機器の設定、通信条件の設定及び調整を行うことができる技術者を配置すること。
- (2) 電気工作物に係る作業を行うことから、電気工事士法その他関係法令に定める資格を有する者を配置すること。
- (3) 契約後速やかに、配置する技術者の氏名、保有資格及び同種業務の実績を記載した書面を発注者に提出すること。

10 作業条件及び安全管理

- (1) 契約締結後、速やかに作業工程表を提出し、設備停止時間、作業時間及び館運営への影響について発注者と調整すること。
- (2) 配線及び機器取替は、製造者の仕様書、関係法令及び技術基準に従って行うこと。
- (3) 作業は原則として対象回路を停電し、無電圧を確認した上で行うこと。やむを得ず通電状態で確認を行う場合は、感電及び短絡防止措置を講じること。
- (4) 既存施設、展示資料及び他の設備を汚損又は損傷しないよう養生すること。受注者の責めにより損害を与えた場合は、受注者の負担で原状に復すること。
- (5) 設定データその他作業上知り得た情報を本修繕以外の目的に使用し、又は第三者へ漏らしてはならない。

11 完了確認

- (1) 受注者は、修繕完了後に発注者立会いの下で動作確認を行うこと。
- (2) 動作確認で不具合が確認された場合は、受注者の責任と費用において修正し、再確認を受けること。
- (3) 引渡し後に契約の内容に適合しない部分が判明した場合の取扱いは、契約書第16条の定めるところによる。

12 提出書類

- (1) 作業工程表
- (2) 配置技術者に関する書面（第9項第3号）
- (3) 完了報告書（以下の内容を記載・添付すること）その他発注者が求める書類
 - ・作業及び機器の写真（作業前、作業中及び作業後）
 - ・試験及び動作確認の結果
 - ・取替後の設定データ（電子媒体）
 - ・その他必要な事項

13 再委託の制限

- (1) 受注者は、契約の全部を一括して又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 本業務については、契約書第3条第2項に規定する主たる部分の指定は行わない。
- (3) 契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、契約書第3条第4項により、10日前までに再委託承認申請書を提出し、あらかじめ書面による発注者の承認を受けること。
- (4) 受注者は、前号により第三者に委任し、又は請け負わせた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負う。
- (5) 指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約を履行させてはならない。

14 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。
- (2) 本修繕の履行に当たっては、関係法令及び沖縄県の関係規程を遵守すること。